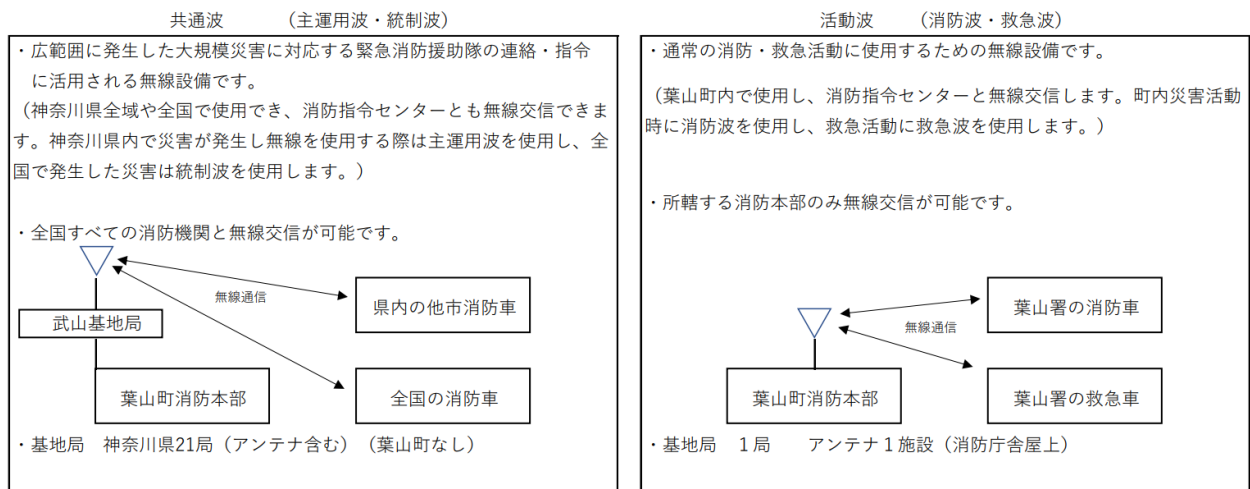


消防救急デジタル無線（共通波）更新整備負担金

○ 概要

全国の消防機関と無線交信を行うために用いる無線設備で、神奈川県では、県と県内 23 消防本部（平成 26 年の整備時は 26 消防本部）で「神奈川県消防救急デジタル無線運営協議会」を設置して共同で整備し、維持管理を行っています。

当該設備の更新について、令和 6 年度に実施設計を行い、令和 7 年度に更新工事を行います。



● 目的

消防無線機器の耐用年数は、関係法令により 9 年と規定されており、これに基づきメーカーにおいては 10 年としています。神奈川県消防救急デジタル無線共通波設備は、令和 7 年で 11 年目を迎えることから更新を行います。

● 必要性

県内で大規模な災害が発生した際の「神奈川県内消防広域応援」、全国で大規模な災害が発生した際の「緊急消防援助隊」での活動のほか、「ドクターヘリ」や「消防防災ヘリ」の活動でも無線を使用することができます。

○ 契約

契約事務は横浜市が行い、横浜市が施工業者と一括契約を結び、各市町が横浜市に対し負担金として支出します。